

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	7
処分の種類	社会医療法人に対する認定取消、収益業務の停止命令			
根拠法令条例等・条項	医療法第64条の2			
処分の概要	社会医療法人がその要件を欠いたとき等の認定の取り消し、又は期間を定めた収益業務の全部もしくは一部の停止命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)</p> <p>【参考】 医療法第64条の2 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第42条の2第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 二 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。 三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てないとき。 四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障があると認めるとき。 五 不正の手段により第42条の2第1項の認定を受けたとき。 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			